

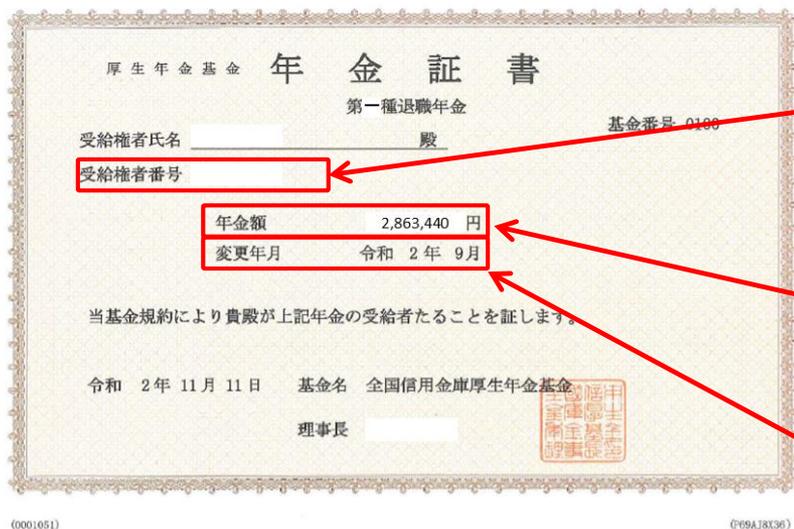
## 12.年金証書・各種通知書について

### Q1 年金証書の見方を教えてください。

A1

年金証書は表面にご自身の年金額、裏面に年金額の内訳と支給額の変更履歴等が印字されています。年金証書はご本人が信用金庫年金の年金受給権者であることの証明になります。大切に保管してください。

(表面) 変更年月時点での年金額が記載されています。



**受給権者番号**：照会番号・証書番号は同じ番号  
お問合せや変更届提出時に必要となります。

**年金額**：年金額（年額）です。  
※支給停止されている方でも満額の年金額を記載しています

**変更年月**：年金額が変更となった年月

※裏面にも記載があります（説明は次のページ）

- ・各年金額の内訳
- ・支給停止額
- ・CB加算年金の支給期間等
- ・額の改定・支給額変更の理由

## 12.年金証書・各種通知書について

### Q1 年金証書の見方を教えてください。

A1

年金証書は表面にご自身の年金額、裏面に年金額の内訳と支給額の変更履歴等が印字されています。年金の種類ごとの年金額を確認したい場合は裏面を確認してください。

(裏面)

裁定(改定)内容 裁定(改定)事由	支給開始 (変更)年月	年金額	年金額・停止額の内訳(上段:年金額 下段:支給停止額)			
		支給停止額	基本年金	DB基礎年金	DB加算年金	CB加算年金
年金新規 加入員資格喪失	令和元年8月	1,158,000円 0円	17,040円 0円	134,160円 0円	463,920円 0円	542,880円 0円
年金額改定 厚年の受給権取得	令和5年8月	2,339,160円 0円	1,198,200円 0円	134,160円 0円	463,920円 0円	542,880円 0円
		年金額 = 基本年金 + DB基礎年金 + DB加算年金 + CB加算年金				
基金住所	〒104-0031 東京都中央区京橋3丁目8-1					

※CB加算年金支給期間は令和元年8月から令和16年7月までです。

CB加算年金を受給中の場合はCB加算年金の支給開始年月と支給終了年月が記載されます。

この年金証書より、令和5年8月時点の年金額は2,339,160円。

内訳は基本年金(1,198,200円)、DB基礎年金(134,160円)、DB加算年金(463,920円)CB加算年金(542,880円)CB加算年金の支給期間は15年(令和元年8月から令和16年7月まで)ということが確認できます。

## 12.年金証書・各種通知書について

### Q1 年金証書の見方を教えてください。

A1

在職中で、基本年金の一部または全部が支給停止されている場合の年金証書の見方は以下の通りです。  
支給停止額は、年金証書の裏面でのみ確認ができます。

(裏面)

裁定(改定)内容 裁定(改定)事由	支給開始 (変更)年月	年金額	年金額・停止額の内訳(上段:年金額 下段:支給停止額)				
		支給停止額	基本年金	DB基礎年金			
年金新規 加入員資格喪失	令和元年8月	151,200円 0円	17,040円 0円	134,160円 0円			
年金額改定 厚年の受給権取得	令和5年8月	1,332,360円 1,198,200円	1,198,200円 1,198,200円	134,160円 0円			
基金住所	〒104-0061 東京都中央区本町1-1-1						

**赤枠**のように1つの枠の中に金額が2段記載されている場合は支給停止があります。

**上段が年金額、下段が支給停止額**になるため、年金額から支給停止額を差し引くことで支給額を求めることができます。

この年金証書では、令和5年8月時点の年金額は1,332,360円、支給停止額は1,198,200円なので支給額は134,160円になります。

## 12.年金証書・各種通知書について

### Q2 各種通知書の見方を教えてください。

A2

各種通知書は年金の受取額に変更があった場合に、変更後の年金の情報をお知らせするものです。手続き内容によって各種通知書が発行されるため、一度に複数の通知書が同封されることがあります。その場合、**変更の基準となった年月日**(改定事由該当年月日・事態発生年月日・裁定年月日など、通知書により名称は異なります)の**一番新しい日付の通知書が、現在の年金の状態**となります。年金額はいったん決定された後も一定ではなく、在職による年金の支給停止や、退職による年金額の改定などにより年金額や支給額が変わることがあります。そして通知書は年金額が変更されるたびに発行されます。

また、信用金庫年金の年金は基本年金・DB加算年金・CB加算年金と3種類ありますが、通知書には**変更があった種類の年金のみ**記載されています。

信用金庫年金から支給される年金額を確認したい場合は「年金証書」をご覧ください。

通知書には必ず\*年金証書が同封されています。

**信用金庫年金へのお問い合わせの際は年金証書をお手元にご用意の上ご連絡ください。**

\*受給者死亡による失権／未支給給付通知書を除く

# 12.年金証書・各種通知書について

## 年金給付裁定通知書

老齢厚生年金の受給権を取得された方の年金請求手続きなどにより、新規裁定した内容をお知らせするものです。

〒000-0000  
東京都中央区●●0丁目0番0号  
  
基金 太郎 様

### 年金給付裁定通知書

令和 4年 6月 9日

全国信用金庫厚生年金基金

理事長 ●●●●



基金番号	加入員番号 (CD)	受給権者番号 (CD)	種別
0100	9999999999	9999999999	男
生年月日	裁定年月日	受給資格取得年月日	
昭00.00.00	令00.00.00	令00.00.00	
送 金 先			
銀行名	●●信用金庫		
支店名	◎◎支店		
預金種目/口座番号	普通	XXXXXXXX	
口座名義人	基金 太郎		

当基金の年金ご送金先として指定いただいた金融機関等を表示しております。

厚生年金基金規約に基づき、下記のとおり給付することになりましたのでご通知申しあげます。  
この通知書でわからないことがあるときは、当基金へおたずねください。  
なお、この通知書の内容に不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に  
社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある場合は、社会保険審査会に対して再審査請求  
をすることができます。(裏面に続きます)

裁定された年金が種類別に表示されます。  
この例では  
・基本年金  
・DB基礎年金  
・DB加算年金  
・CB加算年金が裁定されたことがわかります。

各期支払月 (月)					
2	4	6	8	10	12

当基金の年金が年に何回、何月に支払われるのかが表示されます。

要項	基本部分						加算部分					
	資格取得年月日		喪失年月日		加入月数(～H15.3)	標準給与累計(～H15.3)	区分	適用開始年月日		適用終了年月日		実加算適用期間
	年:月:日	年:月:日	加入月数(H15.4～)	標準給与累計(H15.4～)	年:月:日	年:月:日		年:月:日	年:月:日			
昭: XX: XX: XX	令: YY: YY: YY	XXX	X,XXX,XXX	D B基礎	昭: XX: XX: XX	令: YY: YY: YY	ZZ: YY					
		YYY	YY,YYY,YYY	D B加算	昭: XX: XX: XX	令: YY: YY: YY	ZZ: YY					
				C B加算	平: YY: XX: XX	令: YY: YY: YY	XX: YY					

区分	支給開始年月	支給終了年月	保証終了年月	年金額 (円)	支給停止額 (円)	支給年金額 (円)	各期支給額 (円)	第1回支給日 (年:月:日)	第1回支給額 (円)	対応年月 (年:月)
基本年金	令: 4: 4			300,000	0	300,000	50,000	令: 4: 7	50,000	令: 4: 5まで
DB基礎	令: 4: 5		令: 19: 4	36,000	0	36,000	6,000	令: 4: 7	3,000	令: 4: 5
DB加算	令: 4: 5		令: 19: 4	120,000	0	120,000	20,000	令: 4: 7	10,000	令: 4: 5
C B加算	令: 4: 5	令: 14: 4		180,000	0	180,000	30,000	令: 4: 7	15,000	令: 4: 5

年金のお支払いは後払いになり、支払月の1日に送金します。  
なお、金融機関の休業日に当たる場合には、翌営業日にお支払いします。

区分	計算式	老齢厚生年金	代行部分の総額(円)
基本年金	(( XXXXXX * 7.225/10 ) + YYYYY * 5.558/1000 * ZZ) / 12 * 12	支給停止	

終身年金であるDB基礎・DB加算年金は保証終了年月、有期年金であるCB加算年金は支給終了年月(この例では10年)が表示されます。

支給年金額と各期支給額(この例では年6回の支払のため、2か月分の支給額)、第1回目の支給日と支給額、対応年月(第1回目の支給が何月の分までとなるのか)を表示しています。

2. 実額のご送金額は源泉徴収税額を控除した金額となります。 3. 送金手続きは三井住友信託銀行が行います。(0000013) (P69A18X39)

# 12.年金証書・各種通知書について

## 年金額改定通知書

信用金庫年金に加入する受給権者の資格喪失、または年齢到達などに伴う年金額の改定内容をお知らせするものです。

〒999-9999

東京都港区●●●V丁目X番0号

年金 花子 様

### 年金額改定通知書

令和4年6月9日

全国信用金庫厚生年金基金

理事長 ●●●●

基金番号	加入員番号 (CD)	受給権者番号 (CD)	種別
0100	8888888888	8888888888	女
生年月日		決定年月日	
昭00.00.00		令00.00.00	

厚生年金基金規約に基づき、下記のとおり年金額を改定することになりましたのでご通知申し上げます。  
この通知書でわからないことがあるときは、当基金へおたずねください。  
なお、この通知書の内容に不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に  
社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある場合は、社会保険審査会に対して再審査請求  
をすることができます。(裏面に続きます)

要項	基本部分						加算部分													
	資格取得年月日			喪失年月日			加入月数(～H15.3)		標準給与累計(～H15.3)		区分	適用開始年月日		適用終了年月日		実加算適用期間				
昭	XX	XX	XX	平	YY	YY	YY	XXX	YYY	X,XXX,XXX		YY,YYY,YYY	年	月	日		年	月	日	年

改定内容	区分	新年金額	新年金額	支給停止額	支給年金額	各期支給額	期及給付		改定後初回定例払				改定事由
		適用年月	(円)	(円)	(円)	(円)	支給日	支給額	対応年月	支給月	支給額	対応年月	
		令4:4	330,000	0	330,000	55,000	年:月:日	(円)	年:月	年:月	(円)	年:月	年:月:日
	基本年金	令4:4	330,000	0	330,000	55,000			まで令4:7	5,000	令4:6	まで令4:4:1	

計算式

額改定された種類の年金のみが表示されます。  
この例では基本年金が額改定されたことがわかります。  
表示されていない種類の年金を受けている場合は、これまで通りの金額をお支払いします。

額改定された種類の年金(この例では基本年金)の初回支給額について表示されます。  
この例では、各期支給額は55,000円ですが、額改定前の年金額(令和4年6月支払、令和4年4～5月分)との差額(5,000円)を随時払いとして令和4年7月に支給することが表示されています。

払いいたします。(別添通知書があるときは、そちらをご覧ください。)  
払いいたします。2回目以降の定例給付は「各期支給額」を「各期支払月」にお支払いいたします。

3. 実際のご送金額は源泉徴収税額を控除した金額となります。

4. 送金手続きは三井住友信託銀行が行います。

(0000009)

(P69AJ8X4)

# 12.年金証書・各種通知書について

## 年金支給開始通知書

支給停止中であつた年金について退職や基本手当受給終了などにより停止解除したことをお知らせするものです。

〒000-9999

東京都中央区●●XT目Y番0号

厚生 二郎 様

### 年金支給開始通知書

令和 4年 6月 8日

全国信用金庫厚生年金基金

理事長 ●●●●



基金番号	加入員番号 (CD)	受給権者番号 (CD)	種別
0100	0000000000	0000000000	男
生年月日		決定年月日	
昭00.00.00		令00.00.00	

厚生年金基金規約に基づき、下記のとおり支給停止されていた年金の給付を開始することになりましたのでご通知申し上げます。この通知書でわからないことがあるときは、当基金へおたずねください。

なお、この通知書の内容に不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に  
 社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある場合は、社会保険審査会に対して再審査請求  
 をすることができます。（裏面に続きます）

区分	事態発生年月日			開始年月	支給終了年月	保証終了年月	年金額 (円)	支給停止額 (円)	支給年金額 (円)	各期支給額 (円)		
	年	月	日									
基本年金	令	4	3	23	令	4	4		420,000	0	420,000	70,000

初回定例払		
支給月	支給額 (円)	対応年月
令 4 7	70,000	令 4 5 まで

支給停止 基礎数値	老齢厚生年金の額 (円)	代行部分の総額 (円)
	支給停止総額 (円)	代行相当額 (円)

- 従来支給停止となっておりました年金給付の支給を開始
- 支給開始に伴う遡及給付があるときは、「遡及給付」欄
- 開始後最初の定例支給は、「初回定例払」欄の「支給額
- 実際のご送金額は源泉徴収税額を控除した金額となります
- 送金手続きは三井住友信託銀行が行います。

支給停止が解除された種類の年金のみが表示されます。  
 この例では基本年金が支給停止が解除されたことがわかります。  
 表示されていない種類の年金を受けている場合は、これまで通り  
 の金額をお支払いします。

支給停止が解除された種類の年金(この例では基本年金)の初回支給額について表示され  
 れます。  
 この例では、本来令和4年6月に支払われるべきであった令和4年4～5月分を随時払い  
 として令和4年7月に支給することが表示されています。

(0000002)
(P69A18X45)

# 12.年金証書・各種通知書について

## 支給年金額変更通知書

基本年金について、給与変更や賞与支給により支給停止額が変更したことをお知らせするものです。

### 支給年金額変更通知書

令和 4年 6月 9日

全国信用金庫厚生年金基金

理事長 ●●●●



〒XXXX-XXXX

東京都◎◎区●●●0丁目X番Y号

信金 年子 様

厚生年金基金規約に基づき、下記のとおり支給年金額を変更することになりこの通知書でわからないことがあるときは、当基金へおたずねください。なお、この通知書の内容に不服がある場合は、この通知書を受けとった日の社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある場合は、審査請求をすることができます。（裏面に続きます）

	適用年月		年金額	支給停止額	支給年金額	各期支給額	各期支払月（月）					事態発生日				
	年	月	(円)	(円)	(円)	(円)	2	4	6	8	10	12	年	月	日	
基本年金	令	4	5	1,200,000	754,154	445,846	74,308						令	4	4	4

	溯及給付			支給年金額変更後初回定例払				支給停止基礎数値										
	支給日	支給額	対応年月	支給月	支給額	対応年月	老齢厚生年金の額	代行部分の総額	支給停止総額	代行相当額								
	年	月	日	(円)	年	月	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)							
基本年金						まで	令	4	7	20,000	令	4	5	まで	40,000	1,180,000	781,585	1,180,000

1. このたびの変更は、国の年金額の改定等により支給年金額を変更するものです。したがって、年金額の変更はありません。

支給停止額が変更となった種類の年金(この例では基本年金)の初回支給額について表示されます。この例では、各期支給額は74,308円ですが、停止額変更前の年金額(令和4年6月支払、令和4年4～5月分)との差額(20,000円)を随時払いとして令和4年7月に支給することが表示されています。

日本年金機構から当基金へ提供された支給停止情報のデータを表示しています。なお、当基金の基本年金は、代行部分に付加部分を上乘せしているため、これらの基礎数値を元に停止率を求め計算しています。このため、①支給停止額と②支給停止総額に差が生じています。

(0000001)
(P69AJ8X46)

# 12.年金証書・各種通知書について

## 支給停止／未支給給付通知書

基本年金などが、全額支給停止となったことをお知らせするものです。

〒000-9999

東京都中央区●●XT目Y番0号

保険 英雄 様

### 支給停止／未支給給付通知書

令和 4年 6月10日

全国信用金庫厚生年金基金

理事長 ●●●●



基金番号	加入員番号	CD	受給権者番号	CD	種別
0100	0000000000	Q	0000000000		男
	遺族		生年月日		決定年月日
			昭00.00.00		令00.00.00

厚生年金基金規約に基づき、下記のとおり年金給付は支給停止することになりましたのでご通知申し上げます。  
この通知書でわからないことがあるときは、当基金へおたずねください。  
なお、この通知書の内容に不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に  
社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある場合は、社会保険審査会に対して再審査請求  
をすることができます。（裏面に続きます）

区 分	支 給 停 止			未 支 給 給 付			
	事態発生年月日	停止年月	未支給給付の有無	月数	未支給額 (円)	支給日	対応年月
	年 月 日	年 月				年 月 日	年 月
基本年金	令 4 4 6	令 4 5	1. 有	2	20,000	令 4 7 1	令 4 4 まで

支給停止となった種類の年金のみが表示されます。  
この例では基本年金が支給停止となったことがわかります。  
表示されていない種類の年金を受けている場合は、これまで通りの  
金額をお支払いします。

この例では、全額支給停止となる前の「未支給額」があるため表示しています。

4. 実際のこの金額は除く徴収税額を控除した金額となります。  
5. 送金手続きは三井住友信託銀行が行います。

(00000003)

(P69AJ8X42)

# 12.年金証書・各種通知書について

## 失権／未支給給付通知書

年齢到達や信用金庫年金加入資格を喪失したことにより、給付内容に変更が生じたことをお知らせするものです。

〒YYYY-XXXX

東京都中央区●●VT目0番XX号

給付 美子 様

### 失権／未支給給付通知書

令和 4年 6月 9日

全国信用金庫厚生年金基金

理事長 ●●●●



基金番号	加入員番号 ;CD	受給権者番号 ;CD	種別
0100	0000000000	0000000000	女
遺族	生年月日	決定年月日	
	昭00.00.00	令00.00.00	

送 金 先	
銀行名	●●信用金庫
支店名	◎◎支店
預金種目 / 口座番号	普通 XXXXXXX
口座名義人	基金 太郎

厚生年金基金規約に基づき、年金給付は失権することになりましたのでご通知申し上げます。  
この通知書でわからないことがあるときは、当基金へおたずねください。  
なお、この通知書の内容に不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に  
社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある場合は、社会保険審査会に対して再審査請求  
をすることができます。(裏面に続きます)

区 分	失 権		未 支 給 給 付			
	失権事由発生日 年 月 日	未支給給付の有無	月数	未支給額 (円)	支給日 年 月 日	対応年月 年 月 日
基本年金	令 4 4 1	2. 有 (次回指図)				まで

失権となった種類の年金について表示されます。  
この例では基本年金のみが失権となったことがわかります。

**【失権通知書が送付される例】**

- 当基金加入中に国の老齢厚生年金の受給権を取得した後に資格喪失された方
- 当基金加入中に65歳到達された方  
いずれもそれまでの第2種退職年金(基本年金のみ)を失権し、第1種退職年金(基本年金、DB加算年金、CB加算年金)を受給する要件を満たした方になります。
- 受給権者が死亡されたとき